

○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

平成 24 年 12 月 14 日条例第 56 号

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条～第 22 条)
- 第2章 助産施設(第 23 条～第 26 条)
- 第3章 乳児院(第 27 条～第 36 条)
- 第4章 母子生活支援施設(第 37 条～第 44 条)
- 第5章 保育所(第 45 条～第 52 条)
- 第6章 児童厚生施設(第 53 条～第 56 条)
- 第7章 児童養護施設(第 57 条～第 65 条)
- 第8章 福祉型障害児入所施設(第 66 条～第 74 条)
- 第9章 医療型障害児入所施設(第 75 条～第 77 条)
- 第 10 章 福祉型児童発達支援センター(第 78 条～第 82 条)
- 第 11 章 医療型児童発達支援センター(第 83 条～第 86 条)
- 第 12 章 児童心理治療施設(第 87 条～第 92 条)
- 第 13 章 児童自立支援施設(第 93 条～第 101 条)
- 第 14 章 児童家庭支援センター(第 102 条～第 104 条)
- 第 15 章 雑則(第 105 条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 45 条第1項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、市長の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(児童福祉施設の長を含む。以下同じ。)の指導により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するよう育成されることを保障するものとする。

(用語)

第3条 この条例で使用する用語の意義は、法、児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)及び児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)で使用する用語の例による。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、川崎市児童福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営の水準を向上させるよう勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるよう努めるものとする。

（設備及び運営の水準の向上）

第5条 児童福祉施設の設置者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営の水準を低下させてはならない。

（児童福祉施設の一般原則）

第6条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（職員の一般的要件）

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第8条 児童福祉施設の職員は、常に自己研さんに励み、法に定めるそれぞれの児童福祉施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第9条 児童福祉施設の設置者は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ、当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を、併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねさせることができる。

- 2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

(入所した者に対する平等取扱いの原則)

第 10 条 児童福祉施設の設置者は、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第 11 条 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(業務継続計画の策定等)

第 12 条 児童福祉施設(障害児入所施設及び児童発達支援センター(次条、第 13 条第 3 項及び第 21 条の 2 において「障害児入所施設等」という。))を除く。以下この条、第 13 条第 2 項及び第 21 条第 1 項において同じ。)の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。
- 3 児童福祉施設の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第 12 条の 2 障害児入所施設等の設置者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害児入所施設等の設置者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 障害児入所施設等の設置者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 13 条 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、及び衛生上必要な措置を講ずるとともに、必要な医薬品その他の医療品を備え、その管理を適正に行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設における感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止するため、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 障害児入所施設等の設置者は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
 - (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
- 4 児童福祉施設(助産施設、保育所及び児童厚生施設を除く。)においては、入所している者の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう、適切に、入所している者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

(食事)

第14条 児童福祉施設(助産施設を除く。以下この項において同じ。)において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(第9条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

- 2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、可能な限り変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとし、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮しなければならない。

- 3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

- 4 児童福祉施設の設置者は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(入所者及び職員の健康診断)

第15条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。第4項を除き、以下この条において同じ。)の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少な

くとも1年に2回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項に規定する健康診断を行った医師は、その結果について必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する書面に記入するとともに、必要に応じ、入所の措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置の解除、停止等必要な手続について、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所している者の食事を調理する者につき、特に綿密な注意を払わなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第16条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、入所中の児童に係る給付金(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「基準府令」という。))第12条の2に規定することも家庭庁長官が定める給付金をいう。以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- (2) 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該児童が退所した場合には、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(規程)

第17条 児童福祉施設(保育所を除く。以下この条において同じ。)の設置者は、入所する者の援助に関する事項その他児童福祉施設の管理に関する重要事項について、規程を設けなければならない。

2 保育所の設置者は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待等の防止のための措置に関する事項
- (11) その他保育所の運営に関する重要事項
(帳簿の整備)

第 18 条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第 19 条 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応等)

第 20 条 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の設置者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、その解決に当たって当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 児童福祉施設の設置者は、その行った援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第 24 条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 85 条第1項の規定により運営適正化委員会が行う調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第 21 条 児童福祉施設においては、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、少なくとも毎月1回行わなければならない。

第 21 条の2 障害児入所施設等の設置者は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等の設置者は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあつては毎月1回、救出その他必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等の設置者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第 21 条の3 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条及び次条において同じ。)の設置者は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設の設置者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設の設置者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第 21 条の4 児童福祉施設の設置者は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の所在の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項の規定による所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（事故防止の対策等）

第 22 条 児童福祉施設の設置者は、定期的に施設及び設備の点検を行うとともに、職員への教育その他事故防止のため必要となる対策を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設の設置者は、当該児童福祉施設に入所している者に事故が発生した場合は、速やかに、その者の家族、市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

※第 23 条～第 44 条は省略

第5章 保育所

（設備の基準）

第 45 条 保育所（乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させるものに限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
（2）乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき、3.3 平方メートル以上とすること。

- （3）乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

2 保育所（満2歳以上の幼児を入所させるものに限る。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1）保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
（2）保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき 1.98 平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、満2歳以上の幼児1人につき 3.3 平方メートル以上であること。

- （3）保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

3 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件にそれぞれ該当するものでなければならない。

- (1) 耐火建築物(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)であること。
- (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 待避上有効なバルコニー 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
3階	常用	建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものに限る。) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 屋外階段
4階以上	常用	建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		建築基準法施行令第 123 条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第 123 条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第 10 号を満たすものに限る。) 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 建築基準法施行令第 123 条第2項各号に規定する構造の屋外階段

- (3) 前号に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が 30 メートル以下となるように設けられていること。
- (4) 保育所の調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。)以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 112 条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
- ア スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (5) 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- (6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
- (7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
- (8) 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。
- (設備の基準の特例)

第 46 条 次に掲げる要件を満たす保育所は、第 14 条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食

事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- (1) 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等において業務上必要な注意を果たし得る体制にあること及び調理業務に係る受託者との契約が、当該注意を果たし得る内容となっていること。
- (2) 当該保育所又は他の施設、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- (3) 調理業務の受託者が、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等の観点から、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。
- (4) 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- (5) 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※第47条 3～5歳児の職員の配置について、6月議会で改正予定。

(職員)

第 47 条 保育所には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。

- (1) 保育士
- (2) 嘱託医
- (3) 調理員

2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね 20 人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね 30 人につき1人以上とする。ただし、1の保育所につき2人を下回ってはならない。

(開所日等)

第 48 条 保育所における開所日は、次に掲げる日を除いた日を原則とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 保育所における開所時間は、1日につき 11 時間を原則とする。

3 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、入所している乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

(保育の内容)

第 49 条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、基準府令第 35 条に規定する内閣総理大臣が定める指針に従うものとする。

（保護者との連絡）

第 50 条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と緊密な連絡を保ち、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第 51 条 保育所の設置者は、自らその行う法第 39 条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所の設置者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第 52 条 削除

第 53 条～第 105 条は省略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する乳児院（平成 23 年 6 月 17 日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の寢室の面積は、第 27 条第 2 号の規定にかかわらず、乳幼児 1 人につき 1.65 平方メートル以上とする。

3 この条例の施行の際現に存する母子生活支援施設（平成 23 年 6 月 17 日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の母子室の面積は、第 37 条第 3 号の規定にかかわらず、おおむね 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

4 この条例の施行の際現に存する児童養護施設（平成 23 年 6 月 17 日以後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）の児童の居室の 1 室の定員及びその面積は、第 57 条第 2 号の規定にかかわらず、15 人以下とし、その面積は 1 人につき 3.3 平方メートル以上とする。

5 この条例の施行の際現に存する保育所で、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前までに設置された乳児又は満 2 歳に満たない幼児を入所させるもの（施行日以後に増築され、又は改築されたものを除く。）の乳児室又はほふく室の面積について第 45 条第 1 項第 2 号の規定を適用する場合においては、同号中「3.3 平方メートル以上」とあるのは、「乳児室は 1.65 平方メートル以上、ほふく室は 3.3 平方メートル以上」と読み替えるものとする。

- 6 第 47 条第2項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、4人未満の乳児を入所させる保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- （保育所の職員配置に係る特例）
- 7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 47 条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となるときは、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。
- 8 前項に規定する事情に鑑み、当分の間、第 47 条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 9 附則第7項に規定する事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 47 条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 10 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第 18 条の 18 第1項の登録を受けた者をいい、附則第6項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第 47 条第2項の規定により算定した数をいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則（平成 26 年9月5日条例第 38 号）

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 24 年法律第 67 号）の施行の日から施行する。

附 則（平成 27 年7月7日条例第 51 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 17 日条例第 82 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 24 日条例第 33 号)

この条例は、平成 28 年4月1日から施行する。

附 則(平成 28 年6月 20 日条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 10 月 19 日条例第 67 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年3月 22 日条例第 19 号)

この条例は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則(平成 29 年 10 月6日条例第 38 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年3月 20 日条例第 17 号)

この条例は、平成 30 年4月2日から施行する。

附 則(平成 30 年3月 20 日条例第 31 号)

この条例は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則(平成 30 年6月 22 日条例第 55 号)

この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則(平成 31 年3月 18 日条例第 24 号)

この条例は、平成 31 年4月1日から施行する。

附 則(令和元年 12 月 16 日条例第 39 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月 24 日条例第 19 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和6年3月 31 日までの間、改正後の条例(以下「新条例」という。)第 12 条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

3 施行日から令和6年3月 31 日までの間、新条例第 13 条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

4 この条例の施行の際現に存する改正前の条例(以下「旧条例」という。)第 66 条第2号に規定する主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第 67 条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月 31 日までの間は、なお従前の例による。

- 5 この条例の施行の際現に存する旧条例第 67 条第9項に規定する主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新条例第 67 条第 11 項の規定にかかわらず、令和4年3月 31 日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に存する旧条例第 79 条第1項に規定する福祉型児童発達支援センターに対する新条例第 79 条第2項の規定の適用については、令和4年3月 31 日までの間、同項中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。

附 則(令和3年6月 23 日条例第 48 号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則(令和3年 12 月 16 日条例第 88 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の条例第 31 条第1項に規定する乳児院の長、同条例第 39 条第1項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第 59 条第1項に規定する児童養護施設の長、同条例第 89 条第1項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第 95 条第1項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者は、改正後の条例第 31 条第1項に規定する乳児院の長、同条例第 39 条第1項に規定する母子生活支援施設の長、同条例第 59 条第1項に規定する児童養護施設の長、同条例第 89 条第1項に規定する児童心理治療施設の長及び同条例第 95 条第1項に規定する児童自立支援施設の長として勤務している者とみなす。

附 則(令和4年6月 30 日条例第 25 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月 30 日条例第 25 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月 31 日までの間、第2条の規定による改正後の条例(以下「新条例」という。)第 21 条の3(保育所に係るものを除く。)の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。
- 3 新条例第 21 条の4第2項の規定にかかわらず、保育所及び児童発達支援センターの設置者は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当

該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備え、これを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所及び児童発達支援センターの設置者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

附 則(令和5年6月30日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年12月20日条例第65号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。